資料２

第２章

各論

基本目標１　高齢者が健康でいきいきと暮らせるまちをつくる

住み慣れた地域で健やかに自分らしい生活を送り続けるためには、心身の健康づくりと社会的なつながりの双方を支えるバランスの取れたアプローチが必要となります。

高齢者自身による介護予防や健康づくりの取組みを早期から推進し、フレイル予防を支援する体制を整えるとともに、介護が必要な状態となっても重度化を防止することが重要です。また、もう一度自分でやりたいことができる暮らしの「再獲得」を目指す自立支援（リエイブルメントの取組み）を一層強化していくことが求められています。

一方、社会的なつながりの希薄化が見られる中、高齢者が培ってきた貴重な経験や知識・技術を活かした生きがいづくりの推進や、多様な社会参加の機会を創出することは、心身の活性化や社会的孤立の解消において重要です。

このことから、高齢者が健康でいきいきと暮らせるまちをつくるため、「自立支援、介護予防・フレイル予防・重度化防止、健康づくりの充実・推進」「生きがいづくりの推進」「社会参加の促進」等の取組みを一体的に推進します。

（１）自立支援、介護予防・フレイル予防・重度化防止、健康づくりの充実・推進

①　介護予防・フレイル予防の普及啓発

高齢者が可能な限り自立した日常生活を送れるようにするため、介護予防・フレイル予防についての普及啓発を行います。また、事業内容の充実・更新、地域主体の取組みとの連携、閉じこもり層等への定量的把握に基づく効果的な個別支援など、すべての高齢者を対象に、一般介護予防・フレイル予防事業を包括的に実施します。

具体的な取組み	担当課
○介護予防に関する知識又は情報を記載したパンフレットの配布・インターネットでの掲載・ＳＮＳにより周知します。	高齢者支援課

○介護予防のために、運動、口腔、認知症、低栄養、閉じこもり、うつ等に係る介護予防教室を、内容を刷新しながら開催します。	高齢者支援課
○高齢者のフレイル予防に向け、住民主体の通いの場等と連携したフレイルチェック等の取組みを推進します。	高齢者支援課
○把握が困難な対象者を定量的に捉える工夫を講じつつ、閉じこもり層などへ個別アプローチを実施し、通いの場や介護予防活動への参加を促します。	高齢者支援課

② 介護予防・日常生活支援総合事業の推進及び評価

多様な関係機関との連携のもと、住民主体を含む多様なサービスの充実や一般介護予防事業の推進、リハビリテーション専門職等が関与した事業・サービスを実施します。また、事業の実施状況を定量的に把握・評価し、より効果的な見直しを行います。

具体的な取組み	担当課
○旧介護予防訪問介護・介護予防通所介護に相当するサービスを実施します。	高齢者支援課
○地域包括支援センター職員等による適切なアセスメントや自立支援型ケアマネジメントを推進するため、リハビリテーション専門職が自宅に同行して生活課題を評価する「同行訪問アセスメント」を実施します。	高齢者支援課
○介護予防や重度化防止、再自立のため、３～６か月の短期間で行われる短期集中予防サービス（サービス・活動Ｃ）のモデル事業を実施し、実装に向けて整備を進めていきます。	高齢者支援課
○多様なサービスとして、住民主体による訪問・通所型サービス・活動Ｂを実施します。	高齢者支援課
○ＫＤＢ（国保データベース）システムや見える化システム等のデータベースやシステムを活用して、サービス・活動事業や一般介護予防事業等の実施状況を定量的に把握し、効果の評価及び課題の分析を行い、介護予防・日常生活支援総合事業の見直しを行います。	高齢者支援課
○リハビリテーション専門職等を活用し、介護予防や自立支援の助言や支援を実施します。	高齢者支援課

③　自立支援、介護予防・重度化防止の取組み機能の強化

高齢者の自立や介護予防のため日常生活の活動を高め、ボランティアの育成や地域資源の活用による高齢者の活躍の場づくり、居場所づくり、通いの場づくりに取組みます。また、多様な主体との連携により、高齢者の社会参加を促します。

関係部署との連携のもと、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施、疾病予防・重度化防止、保険者機能強化推進交付金を活用した高齢者の自立支援、重度化防止に取組みます。

具体的な取組み	担当課
○ボランティア・市民活動団体との連携や地域資源を活用することにより、介護予防事業及び住民主体による多様な通いの場の充実を推進します。	高齢者支援課
○社会参加による介護予防を図るために、随時募集や養成講座の実施により新規ボランティアの獲得に努めつつ、ボランティアの育成を行います。	高齢者支援課
○介護予防・重度化防止の取組みを強化するために、地域ケア会議や住民主体による通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進します。	高齢者支援課
○現役世代の生活習慣病対策から高齢期の介護予防まで切れ目ない支援ができるよう、関係部署と連携して、健康講座や個人の状態に応じたフレイル予防など取組み内容を拡充し、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取組みを行います。	高齢者支援課 国保医療課

④　地域で支える健康づくりの推進

高齢者が健康でいきいきと暮らすことができるよう、関係部署や専門職と連携しながら、地域が主体となった健康づくりを推進します。また、公的機関や健康づくりに関する団体、民間企業等との更なる協働及び地域資源の活用に努め、持続可能で魅力的な事業を展開します。

具体的な取組み	担当課
○健康推進クラブ連合会等地域での健康づくりの取組みを支援し、スポーツ大会の運営支援を行うなど、地域ぐるみでの健康づくりを推進していきます。	高齢者支援課 地域保健課
○高齢者支援課、スポーツ推進課、地域保健課及び公民館等が連携し、健康づくりに関する事業を推進します。	高齢者支援課 スポーツ推進課 地域保健課 社会教育課
○地域資源の活用や民間企業と協働し、魅力的な企画や持続可能な運営体制の構築を図りつつ、健康づくりに関する事業を推進します。	高齢者支援課 スポーツ推進課 社会教育課
○個人ではなく集団に対して働きかける取組みとして、通いの場等に保健師等の専門職が出向き、健康相談や健康教育を行います。	高齢者支援課 地域保健課
○通いの場等において、フレイル予防をはじめとする高齢者の健康づくりに関する栄養、口腔等の健康教室を継続して行うとともに、未実施の団体へもアプローチを進めていきます。	高齢者支援課 地域保健課

（２）生きがいづくりの推進

①　生涯学習の推進

高齢者がいきいきとした生活を送るために、地域拠点等で実施される事業の支援や実施を継続するとともに、地域活動などに参加しやすい環境づくりや学習機会、サークル情報の提供などを支援します。

具体的な取組み	担当課
○公民館で実施される高齢者向けの事業を支援及び実施します。	高齢者支援課 社会教育課
○高齢者の学びの機会の充実に努めます。また、生涯学習やサークル活動等の情報提供を行います。	高齢者支援課 社会教育課

②　サロン活動の支援

サロン活動を行う高齢者を社会福祉協議会と協力して支援します。

具体的な取組み	担当課
○市民が独自に立ち上げた茶話会などのサロン活動を支援します。また、新たな団体からの要望も把握していきます。	高齢者支援課 福祉総務課

③　健康推進クラブ活動の支援

高齢者の生きがいや健康づくりのために活動している団体「健康推進クラブ」の自主的な運営や活動、会員拡大に向けた取組みを支援します。

具体的な取組み	担当課
○健康推進クラブ連合会及び各地区単位健康推進クラブに対して補助金を交付し、活動の支援を行います。	高齢者支援課
○健康推進クラブや健康推進クラブ連合会が開催する事業を支援します。	高齢者支援課
○健康推進クラブの会員の増員・充実に向けた活動を支援します。	高齢者支援課
○健康推進クラブと民間企業がタイアップして行う事業を支援し、クラブ会員だけでなく市内の高齢者へ広く周知することで、健康増進や社会的交流の場を増やしていきます。	高齢者支援課
○健康推進クラブ連合会等の各種事業の情報を収集し、「入間市健康推進クラブ連合会だより」などで発信します。	高齢者支援課

（３）社会参加の促進

①　高齢者のボランティア・市民活動団体への参加促進

元気な高齢者が個々の能力や特技などを活かすためのボランティア・市民活動団体の支援や、新たな担い手の養成・獲得に努めます。また、ボランティア活動等を希望する高齢者に分かりやすい情報発信や多様な機会の提供を行い、活動の活発化を促進します。

具体的な取組み	担当課
○ボランティア養成講座を実施し、ボランティアへの関心を広めることで、新規ボランティアの獲得に努めます。	高齢者支援課
○関係機関や生活支援コーディネーターと連携し、高齢者に分かりやすい方法での情報発信を強化するとともに、ボランティア・市民活動団体と高齢者をつなぐ情報と機会を提供します。	高齢者支援課

②　就労の支援

働く意欲がある高齢者の就労を支援するため、関係機関と連携した情報提供や機会の拡充を図り、多様な就労の場を提供します。

具体的な取組み	担当課
○シルバー人材センターの活動を支援します。	高齢者支援課
○働く意欲がある高齢者に就労の場を提供するため、就職相談、就職支援セミナー、就職面接会、企業説明会を実施します。	商工観光課
○市役所本庁舎内のふるさとハローワークを活用し、働く意欲がある高齢者の就労を支援します。	商工観光課

（４）生活を支える移動手段の充実

①　移動手段の確保

地域の特性に応じた移動手段を提供・検討します。

具体的な取組み	担当課
○「てぃーワゴン」では、利用者の利便性に配慮し、自由降車区間を設定しています。	都市計画課
○「コミュニティバス」では、高齢者向け（７０歳以上）の特別乗車証を希望者に交付します。	都市計画課
○高齢者を含めた市民ニーズを把握し、地域特性に応じた移動手段について検討します。また、新たな交通手段として「デマンド交通」の導入を検討します。	都市計画課
○地域ケア会議や協議体等を活用し、地域のニーズを継続して把握するとともに、地域資源を活用した移動手段について検討します。	高齢者支援課

（５）評価指標

活動指標

指標	内容	現状値	目標
介護予防教室の参加人数	介護予防教室の参加者人数（年間あたり）から、介護予防・フレイル予防の普及啓発の状況を判断します。	のべ ４，１３２人	のべ ４，３００人 （各年度）
住民主体の通いの場（通所型サービスＢ）の設置状況	住民主体の通いの場（通所型サービスＢ）の設置状況から、通いの場の充実度を判断します。（日常生活圏域に１団体以上設置）	８圏域	９圏域

成果指標

指標	内容	現状値	目標
通いの場の参加により心身・認知機能を維持・改善した者の割合	通いの場にて基本チェックリストを定期的に行い、通いの場に参加する者の心身・認知機能が維持・改善されているかを判断します。	６４％	７０％ （各年度）
週に１回以上外出している高齢者の割合	週に１回以上外出している高齢者の割合から、高齢者の閉じこもり予防やフレイル予防、心身の健康維持に向けた活動状況を判断します。	９３．７％ ニーズ調査 問３（６）	９４．０％ （令和１１年）
生きがいを感じている高齢者の割合	生きがいを感じている高齢者の割合から、社会参加により心身の充実度を判断します。	４３．８％ ニーズ調査 問５（１８）	４５．０％ （令和１１年）
ボランティアのグループに参加した者の割合	ボランティアグループの参加割合から、高齢者の社会参加の状況を判断します。	２０．９％ ニーズ調査 問６（１）	２２．０％ （令和１１年）
通いの場の参加率	週１回以上、通いの場に参加している高齢者の参加率から、高齢者の社会参加や閉じこもり予防の状況を判断します。	４．２％ ニーズ調査 問６（１）	５．０％ （令和１１年までに）

基本目標２　介護が必要になっても安心して暮らせるまちをつくる

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、尊厳をもって自分らしく自立した日常生活を営むことができる社会の実現に向けて、医療、介護、福祉の多職種の連携を深めていきます。

高齢者のみの世帯や後期高齢者の増加及び家族構成の変化により、老老介護やダブルケアなど、介護の状況や介護をしている家族が抱える問題も複雑化・複合化しています。そのため、家族による抱え込みを防ぎ、本人の意思を尊重しながら適切な支援へつなぐ重層的・包括的な支援体制を構築することが重要です。また、住み慣れた自宅で暮らし続けられるよう、認知症施策の推進や在宅医療・介護連携の推進、権利擁護、高齢者虐待防止、家族介護者への支援等による多面的なサポートも欠かせません。

一方、制度を安定的で持続可能なものにするため介護給付等の適正化を図るとともに、担い手不足が懸念される介護現場において、人材確保や質の向上、生産性の向上を推進します。あわせて、多様な住まいの確保や災害・感染症への体制整備を進めます。

このことから、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の深化・推進に取組みます。

（１）在宅で暮らし続けるための重層的・包括的な支援

①　地域包括支援センターの運営・評価

高齢者の多様なニーズや相談に総合的に対応し、必要なサービスを包括的・継続的に調整する地域の拠点として、日常生活圏域ごとに地域包括支援センターを設置しています。市は、地域包括支援センターの運営を円滑に行うため、総合調整や後方支援を行うとともに、相談窓口としての業務状況を適宜把握し、評価や改善に向けた継続的な検討・取組みを行うことで、より効果的かつ効率的な運営を推進します。

具体的な取組み	担当課
○市は、市内９圏域の地域包括支援センターの総合調整・後方支援を行います。	高齢者支援課
○地域包括支援センターの業務の状況や量等の程度をヒアリング等により把握し、業務改善を図ります。	高齢者支援課
○地域包括支援センターの評価・点検を実施し、地域包括支援センター運営協議会にて、地域包括支援センターのより良い運営・事業に向けた取組みについて検討します。また、国のガイドラインなどを踏まえ、運営方針を決定します。	高齢者支援課

②　地域包括支援センターの利便性の向上

高齢者の総合相談窓口として、地域包括支援センターの周知及び相談体制の充実に努めます。

具体的な取組み	担当課
○パンフレットやインターネット、ＳＮＳ等による普及啓発を通じて地域包括支援センターの知名度を向上させ、市民が早期に相談につながる環境づくりを進めます。	高齢者支援課
○地域包括支援センターの地区センターとの連携を強化します。	高齢者支援課 地域振興課

③　地域ケア会議の推進

地域包括支援センター等が「地域ケア会議」を主催し、専門職や地域の多様な関係者が協働することにより、重層的支援の視点を取り入れつつ、自立した日常生活を推進するための高齢者個人に対する支援やケアマネジメント支援を行います。

「地域ケア会議」により多角的な個別ケースの検討や圏域における地域課題の検討を行い、共有された地域課題を第１層協議体に結びつけ、地域包括ケアシステムの構築に向け高齢者を支える社会基盤の整備を進めていきます。

具体的な取組み	担当課
○市内９圏域の地域包括支援センターにおいて、１センターにつき地域ケア個別会議を３回以上、圏域別地域ケア会議を１回以上開催できるよう支援し、地域の課題を把握します。	高齢者支援課
○市及び各圏域の地域包括支援センターにおいて「自立支援型地域ケア会議」を開催し、高齢者の自立した日常生活が可能となるような支援方法を検討します。	高齢者支援課

④　生活支援サービスの基盤整備の推進

高齢者の自立した生活を支えるための地域社会の基盤整備の構築などを行う生活支援コーディネーターや協議体の連携強化により、地域資源の開発や見える化、ネットワーク化、担い手の養成などを通じて生活支援サービスの基盤整備を進めていきます。

具体的な取組み	担当課
○生活支援コーディネーターと連携し、生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発や、見える化を進めて活用できる仕組みをつくるとともに、ネットワーク構築を進めます。	高齢者支援課
○市全域を担当する第１層生活支援コーディネーターと日常生活圏域を担当する第２層生活支援コーディネーターの役割整理とそれぞれの強みを活かした連携強化を図り、協議体による地域のニーズや資源の把握、関係者のネットワーク化、担い手の養成、資源の創出等を通じ、生活支援サービスの基盤整備を進めます。	高齢者支援課

⑤　生活支援サービスの充実

高齢者が地域の中で自立した生活を送れるように、多様な主体との連携によるサービス創出や既存資源の活用、適切な情報提供・共有、担い手の確保や安否確認も含めた取組みの推進を通じて、生活支援サービスの充実を図ります。

具体的な取組み	担当課
○高齢者が地域で暮らしやすい社会を実現するため、生活支援コーディネーターや協議体を活用し、高齢者自身やＮＰＯ、ボランティア・市民活動団体、社会福祉法人、民間企業等による新たな多様な生活支援サービスの立ち上げや既存資源の活用促進に向けた構築を進めます。	高齢者支援課
○医療・介護・地域情報検索システムの掲載情報の充実・定期更新を進めるとともに、インフォーマルサービス情報や、介護事業所・医療機関等の情報提供を行います。また、高齢者やその家族が自ら情報を閲覧して活用できるよう工夫するとともに、相談支援での活用方法の共有を図り、多様な場での定着を推進します。	高齢者支援課
○支援が必要な高齢者が地域で安心して生活ができるよう、関係機関や生活支援コーディネーターと連携して新規担い手の確保を進めるとともに、活動内容の明確化や負担軽減を図り、継続しやすい見守りボランティア事業の推進を図ります。	高齢者支援課
○協力事業者が栄養バランスの取れた食事を高齢者の自宅へ届け、見守りと安否確認を行います。	高齢者支援課

⑥　市独自サービス事業の実施

高齢者が住み慣れた地域で安全で安心な生活が送れるように、要介護高齢者や介護者の負担軽減、生活の安全確保及び経済的支援に配慮した在宅福祉の充実を図る市独自サービス事業を実施します。

具体的な取組み	担当課
○紙おむつの購入費を助成します。（在宅高齢者等おむつ事業）	高齢者支援課
○常時臥床している高齢者等を介護している方に手当を支給します。（ねたきり高齢者等介護手当支給事業）	高齢者支援課
○低所得者の介護保険の居宅サービス利用料の一部を助成します。（介護保険利用者等負担軽減事業）	高齢者支援課
○常時臥床している高齢者等が自宅で受ける理容・美容の料金の一部を助成します。（ねたきり高齢者等訪問理容・美容サービス事業）	高齢者支援課

○外出中に道に迷うおそれのある高齢者等がＧＰＳ端末を利用する際の料金の一部を助成します。また、警察等に保護された際に身元の特定につなげるための物品を支給します。（認知症高齢者等支援事業）	高齢者支援課
○家族等が寝具の乾燥を行うことが困難な、常時臥床している高齢者に、寝具乾燥車を派遣します。（ねたきり高齢者等寝具乾燥車派遣事業）	高齢者支援課
○一人暮らしの高齢者に対し、日常生活の不安を軽減するとともに、不慮の事故に対応するため、緊急通報システムを貸与します。（一人暮らし高齢者等緊急通報システム事業）	高齢者支援課
○一人暮らしの高齢者等が自宅で倒れ、意識がないなどで救急隊員等との会話が困難な場合に備え、かかりつけ医・持病・緊急連絡先などの救急情報を記載し保管する救急医療情報キットを配布します。（高齢者等地域ネットワーク支援事業）	高齢者支援課

（２）認知症施策の推進

本施策の詳細については、「第３章　認知症施策推進計画」に記載します。

【入間市の基本施策】

基本施策１　認知症を知り、ともに生きる地域をつくる

（１）認知症の人に関する市民の理解の増進等

（２）認知症の予防等

基本施策２　本人の思いを尊重し、安心して暮らせる仕組みをつくる

（１）認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進

（２）認知症の人の社会参加の機会の確保等

基本施策３　必要な支援につながり、暮らしを支える体制をつくる

（１）認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護

（２）保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

（３）相談体制の整備等

（３）在宅医療・介護連携の推進

①　在宅での療養に関する情報提供の充実

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活できるように、在宅での療養に関する知識や理解の向上を目指し、情報提供の充実を図ります。

具体的な取組み	担当課
○地域の医療・介護サービスの現状把握を行い、医療機関及び福祉資源の冊子やインターネット等により、医療機関、介護事業所関係者及び市民への情報提供をさらに推進・充実し、関係機関等との連携を深めていきます。	高齢者支援課
○市民が自らの望む医療やケアについて家族や医療・介護関係者とあらかじめ話し合う「人生会議（ＡＣＰ）」の普及を図るため、市民向け講演会等の開催や人生会議と終活ノート、パンフレット・ホームページ等を活用した啓発活動を推進します。	高齢者支援課
○在宅医療・介護連携を支援する相談窓口である在宅医療支援センターにおいて、地域の医療・介護関係者や市民からの在宅医療・介護に関する相談を受け付けます。	高齢者支援課

②　切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、課題分析や情報共有の促進、多職種研修などを通じて、地域の関係機関の連携を推進します。

具体的な取組み	担当課
○在宅ケアネットいるま（高齢者等地域ネットワーク推進会、在宅介護・医療部会）で在宅医療と介護の連携に関する地域の課題を抽出し、その具体的な対応策を検討します。また、計画や市の方針を推進するため意見を集約しながら、在宅医療と介護の提供体制の目指すべき姿を設定して取組みます。	高齢者支援課
○入退院時連携ガイドライン及び様式の一部活用を含め、医療機関や介護支援専門員等が活用しやすい情報共有方法の検討を進めながら、これらを活用し、効果的な在宅医療と介護サービスの提供体制を構築します。	高齢者支援課
○医療及び介護関係者間で速やかに情報共有ができるように、ＩＣＴ活用を促進するとともに、新たな加入者確保や医師への周知活動を進め、円滑な情報共有を図ります。	高齢者支援課

○現状把握や課題整理を進めて適切なテーマを設定しながら、医療関係者と介護関係者の顔の見える関係を構築するとともに、多職種が参加する研修を行います。	高齢者支援課

（４）権利擁護の推進

①　日常生活自立支援事業の活用

認知症等により日常生活に不安がある高齢者等の権利を擁護する事業を実施します。

具体的な取組み	担当課
○認知症等により判断能力が不十分になり、現金や預金の管理に不安を感じている方に対し、社会福祉協議会が生活の支援を行います。（あんしんサポートねっと）	福祉総務課

②　成年後見制度の利用促進

様々な権利侵害から高齢者を守り、その尊厳を保持しながら地域で安心して自分らしく暮らし続けられるよう、成年後見制度利用促進法に基づき、権利擁護支援の体制整備を推進します。あわせて、制度の普及啓発や市民後見人の活用を通じて、地域全体で高齢者を支える環境づくりに努めます。

具体的な取組み	担当課
○地方法務局等の関係機関と連携し、権利擁護に関する普及啓発を行うとともに、高齢者の権利侵害防止や適切な制度利用に向けた相談支援を推進します。	福祉総務課
○成年後見人の申し立てをする者がいない方に対して、「成年後見制度利用支援事業」により成年後見人の市長申し立てを行います。また、成年被後見人等の所得に応じて成年後見人等に支払う報酬の一部を助成します。	高齢者支援課 福祉総務課
○社会福祉協議会等と連携し市民後見人養成講座を実施し、市民後見人の養成に取組みます。	福祉総務課

③　犯罪被害の防止

高齢者を狙う特殊詐欺や悪質商法等に対して警察や消費生活センターと協力して予防啓発を行います。

具体的な取組み	担当課
○高齢者を犯罪から守るため、防犯関係団体等と連携して予防啓発に努めます。	市民安全課 人権推進課

（新）④　身寄りのない高齢者への支援

頼れる身寄りのない高齢者が直面する、入院・入所時の身元保証や、死後の事務（葬儀、供養、家財整理等）に係る具体的な不安に対し、専門職団体や民間サービスとの連携を軸とした支援体制を構築します。地域包括支援センター及び総合相談支援室を窓口として、身寄りの有無に関わらず、最期まで尊厳を持って安心して生活できる環境を整備します。

具体的な取組み	担当課
○地域ケア会議等において、身寄りがないことで生じる具体的な課題（医療同意や身元確認等）を多職種で検討するケースを増やし、地域独自の支援スキームを構築します。	高齢者支援課 総合相談支援室
○地域包括支援センター及び総合相談支援室において、身寄りのない高齢者の入院・入所時や死後事務に関する相談対応の役割を明確化し、必要に応じて専門職団体や民間サービスへ円滑につなぎ支援します。	高齢者支援課 福祉総務課 総合相談支援室

（５）高齢者虐待の防止

①　虐待防止意識の普及啓発

市民及び養介護施設従事者等に対して、どのような行為が虐待にあたるのか、なぜ虐待は起こるのか、どのようにすれば虐待が防げるのかなどを記載したリーフレットなどを用いて周知することで、高齢者の人権を守り、虐待防止の意識を高めます。

具体的な取組み	担当課
○虐待についてパンフレットやインターネットで周知し、高齢者の人権や虐待防止の意識を高めます。また、事業所等には虐待防止に関する国や県からの情報をメール等で周知します。	高齢者支援課 介護保険課
○養介護施設等に対して、従事者への教育研修や労働環境整備の適切な実施、適切な事業運営の確保を求めていきます。	高齢者支援課 介護保険課

②　虐待の早期発見と相談体制の充実・強化

地域や関係機関の見守りにより、高齢者虐待の未然防止に努めます。

また、高齢者等地域ネットワーク推進会等と連携した見守りにより、高齢者虐待を早期発見するともに、内容に応じて地域包括支援センター及び市が速やかに状況の確認と支援を行います。

具体的な取組み	担当課
○地域包括支援センターや民生委員・児童委員等の活動により、それぞれが顔の見える関係づくりをすることで、虐待の予防と早期発見に努めます。	高齢者支援課 介護保険課
○高齢者等地域ネットワーク推進会の協力団体・協力事業所等が、高齢者虐待と疑われる場合や虐待事例に遭遇した場合は、早急に相談窓口に連絡するよう依頼します。また、地域包括支援センター及び市が速やかに状況の確認と支援を行います。	高齢者支援課 介護保険課
○被害者への相談体制を充実させるため、庁内関係課と連携し、早期支援・早期解決に努めます。また、養護者が虐待に至った背景や家庭環境等を速やかに確認し、関係機関に適切に繋ぐ等の養護者支援を行います。	高齢者支援課 介護保険課
○養介護施設従事者等による高齢者虐待について、県や庁内関係課と連携して対応します。	高齢者支援課 介護保険課

（６）家族介護者の支援

①　家族介護者の支援（ヤングケアラーを含む）

核家族化により家庭内介護者が少なくなり、介護者の負担が大きくなっています。介護のストレスから虐待が生じることもあるため、交流や情報交換ができる場の提供をはじめとした家族介護者等のストレス軽減に向けた事業を支援します。

働く人が家族を介護するために離職することがないよう、相談体制の充実を図ります。また、家族介護者等が社会から孤立することがないよう、各種情報の提供や理解促進に向けた啓発に努めるとともに、地域包括支援センター等の関係機関や関係者と連携し、早期からの支援を進めていきます。

令和２年（２０２０年）３月に施行された「埼玉県ケアラー支援条例」及び令和４年（２０２２年）７月に施行された「入間市ヤングケアラー支援条例」に沿って事業者及び関係機関と連携を図りながら支援していきます。

地域住民や関係機関が、認知症当事者や介護者、家族の負担や気持ちを理解できるまちづくりを推進します。

具体的な取組み	担当課
○地域包括支援センターでの相談体制を整えるとともに、窓口の周知や相談受け入れ体制を維持し、家族介護者からの相談体制の整備、充実を図ります。	高齢者支援課 総合相談支援室
○認知症当事者や家族介護者等、地域の人、医療職・介護職などが交流し、情報交換やお互いを理解し合う通いの場として、定期的な家族会を開催します。	高齢者支援課 総合相談支援室
○ホームページでの発信やチラシの設置等により、家族介護者に、介護や認知症症状への対処法やヤングケアラー支援に関する情報の提供を行います。	高齢者支援課 こども支援課 総合相談支援室
○地域包括支援センター職員への意識づけを行うとともに、教職員や関係機関、地域住民等を対象とした講座の実施により、ケアラー及びヤングケアラーに対する理解促進を図るため、市民への周知啓発に努めます。また、関係機関と連携し、早期支援に努めます。	高齢者支援課 こども支援課 福祉総務課 総合相談支援室
○こども家庭センターにおいて、ヤングケアラー・コーディネーターが中心となり相談を受け、必要な支援、情報の提供等を行います。また、ヤングケアラーのこどもや家族の憩いの場となるサロンを実施します。	こども支援課

（７）高齢者の住まいに係る施策

①　地域生活の基盤となる住まいの確保

いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、高齢者ニーズに対応した住まいを整備するため、民間事業者と連携して多様な住まいの確保を推進します。

具体的な取組み	担当課
○「埼玉県住まい安心支援ネットワーク」の周知を図り、住まいの確保に配慮が必要な高齢者を支援します。	高齢者支援課

②　県や他市町村との情報連携の強化

高齢者の住まいの確保及び質の向上を図るため、入居者の状況等、必要な情報について県や他市町村との情報連携に努めます。

具体的な取組み	担当課
○有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、県や他市町村と連携してこれらの入居者の状況等必要な情報を把握するように努めます。	高齢者支援課 介護保険課

（８）老人福祉施設に係る施策

①　高齢者の居場所の確保

「老人福祉センターやまゆり荘」は、令和６年度末に老人福祉センターとしての機能を終了しました。

老人憩いの家は高齢者の憩いの場、居場所、レクリエーションの場として維持管理に努めます。

具体的な取組み	担当課
○老人福祉センターの機能終了後も、生きがいづくりや健康増進となる事業を支援し、居場所の確保に努めます。	高齢者支援課
○老人憩いの家の修繕等に対応します。	高齢者支援課

②　養護老人ホームとの連携

経済的困窮や虐待などの理由により在宅で生活することができない高齢者が、一時的に生活し、社会復帰に向けた支援を受けるための施設と連携を図ります。

具体的な取組み	担当課
○市外の養護老人ホームと連携して対応します。	高齢者支援課

（９）災害への備えや感染症対策に係る体制整備

①　災害への備え

災害時における、高齢者の安全と生活を確保するため、日頃から災害に備える取組みを推進していく必要があります。介護度が中重度である等の要配慮者に対する避難対応について、庁内関係課や地域等と連携して広域の支援体制整備を進めます。事業所に対して情報提供をし、事業継続計画書（ＢＣＰ）の内容確認・更新、物資備蓄についての指導を行います。

在宅で重度の要介護認定者など、一般の避難所での生活が困難な方が暮らすための施設（福祉避難所）を協定継続や訓練等を通じて確保します。

土砂災害が生じるおそれのある範囲に所在する高齢者施設に対し、避難確保計画を作成する際に支援をします。

具体的な取組み	担当課
○避難行動要支援者避難支援制度として、災害時に自分の力で避難行動をすることが困難な方の名簿を作成し、災害時の安否確認や避難支援を行います。	高齢者支援課 市民安全課
○災害時に、介護度が重度の方が一時入所する福祉避難所について、市内にある特別養護老人ホームや軽費老人ホームと協定を継続し、設置運営訓練を実施します。今後更に福祉避難所の確保に努めます。	高齢者支援課
○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、土砂災害警戒区域に所在する高齢者施設に対し、必要に応じて避難確保計画の作成を支援します。また、災害発生の恐れがある場合、危機管理課等からの情報を基にメール等で情報を提供します。	高齢者支援課 介護保険課 危機管理課
○災害が発生した場合であっても、介護サービスが安定的・継続的に提供される体制を確保できるよう、防災訓練・減災対策を推進し、定期的な運営指導や集団指導を通して、介護施設・事業所における事業継続計画書（ＢＣＰ）の内容確認・更新を指導していきます。	高齢者支援課 介護保険課
○介護事業所等と連携し、防災についての周知啓発、研修、訓練の取組みを行います。	高齢者支援課 市民安全課
○介護事業所等における災害の発生時に必要な物資について、備蓄するよう指導し、庁内関係課と連携することで、調達・輸送体制を整備するよう努めていきます。	高齢者支援課 介護保険課 危機管理課
○新規事業所のハザードマップへの反映・更新や、各種協定締結・協力関係の構築を推進しながら、都道府県・市町村・関係団体が連携した災害発生時の支援・応援体制を構築します。	高齢者支援課 介護保険課 危機管理課

② 感染症への対策

近年の災害発生状況や感染症の流行を踏まえ、事業所に対して情報提供をし、事業継続計画書（ＢＣＰ）の内容確認・更新、訓練、物資備蓄についての指導を行い、広域連携を通じて、社会的弱者となる高齢者を守るための体制整備を進めます。

具体的な取組み	担当課
○感染症が発生した場合であっても、介護サービスが安定的・継続的に提供される体制を確保できるよう、定期的な運営指導や集団指導を通して、介護事業所等における事業継続計画書（ＢＣＰ）の内容確認・更新を指導していきます。	介護保険課
○介護事業所等と連携し、事業所への情報提供を含めた感染症対策についての周知啓発、研修、訓練を行います。	介護保険課
○介護事業所等における感染症の発生時に必要な物資について、備蓄するよう指導し、庁内関係課と連携し、調達・輸送体制を整備するよう努めていきます。	介護保険課
○都道府県・市町村・関係団体が連携した感染症発生時の支援・応援体制を構築します。	介護保険課

（１０）介護給付等の適正化

①　介護保険サービス内容の適正化

介護保険サービスの質の向上と制度の健全な運営を確保するため、サービス提供事業者に対する適切な指導・監督を実施します。

計画的な運営指導や集団指導等を通じて、法令遵守の徹底と適正な事業運営を促し、利用者が安心して質の高いサービスを受けられる環境を整備します。

具体的な取組み	担当課
○地域密着型事業所等に対して、法令等を遵守したサービスが提供されているか確認するため、運営指導や集団指導を行います。	介護保険課

②　要介護認定の適正化

利用者の心身の状況に基づいた公平・公正な判定を行うため、認定調査の精度向上と的確な審査判定を推進します。

認定申請件数の増加に対し、事務の効率化や審査会の簡素化等による迅速な事務執行体制を構築することで、要介護・要支援認定の適正化を図ります。

具体的な取組み	担当課
○訪問調査のうち、外部委託による調査及び市職員による調査について、事後点検を実施します。	介護保険課
○サービスを必要とする被保険者を認定するために、適正な認定調査及び認定審査会における審査判定を徹底して実施します。また、審査会委員・認定調査員に対して研修会資料等の共有を行い、資質の向上を図ります。	介護保険課
○認定者数の増加に対応するため、介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組みを実施します。	介護保険課

③　ケアプランの適正化

利用者の「尊厳の保持」、「自立支援」に資する適切なケアマネジメントを推進するため、居宅介護支援事業所等への支援とケアプラン点検を行います。

認定データや給付実績データの分析に基づき、必要に応じてケアプランの見直しを促すことで、介護支援専門員の資質の向上を図るとともに、利用者のニーズに即した適切なサービス利用を支援します。

具体的な取組み	担当課
○居宅介護支援事業所に対する運営指導で、適正なケアプランが作成されているかの点検を行いつつ、適切なサービス利用を支援します。	介護保険課
○認定データと給付実績データを活用し、不適切な可能性のある給付に対して、担当介護支援専門員にケアプランの見直しを促します。	介護保険課

④　給付内容の適正化

保険給付の正確性を確保し、制度の持続可能性の向上を図るため、給付実績の精査や医療情報との突合や請求内容の縦覧点検を行うことで、給付の適正化を図ります。

住宅改修や福祉用具の適正な利用確認を徹底するとともに、適正な給付が提供されるよう、介護事業者に指導をします。

具体的な取組み	担当課
○認定データと給付実績データを活用し、不適切なケアプランの可能性のある給付に対して、介護サービス事業所等に給付内容の点検を促します。	介護保険課
○住宅改修費の支給について、工事見積書の点検や必要に応じて利用者宅の訪問調査等を行います。また、福祉用具の貸与や購入についても、貸与事業者や介護支援専門員への聞き取り調査等を行い、利用者の身体の状態に応じた必要なサービス提供の確認を行います。	介護保険課
○請求内容の縦覧点検、重複請求の確認及び医療情報との突合を実施します。	介護保険課

（１１）介護保険サービスの質の向上、介護人材の確保及び介護現場の生産性の向上

①　質の向上に向けた指導・支援

介護保険サービスの質の向上を図るため、介護支援専門員等の専門職に対する多角的かつ継続的な支援を実施します。関係団体との連携強化や、主任介護支援専門員等との協働による最新情報の提供・研修の充実を図るとともに、地域ケア個別会議等の場を通じて困難事例への個別支援を深めることで、利用者の自立支援に資する適切なケアマネジメント及び相談援助体制の質的向上を推進します。

具体的な取組み	担当課
○介護支援専門員の資質向上に向け、研修情報の提供や総会への出席等連携を図りながら、介護支援専門員協会の活動を引き続き支援していきます。	介護保険課
○各事業所連絡会を通じて情報提供や研修の機会の充実が図れるよう活動を支援していきます。	介護保険課
○主任介護支援専門員と協働し、適切なケアマネジメントに資する研修情報を提供する等の支援をしていきます。	介護保険課
○個々の介護支援専門員が抱える困難事例への対応として、地域ケア個別会議や多職種連携会議を開催します。	高齢者支援課
○介護保険施設等における介護サービスの質の向上を図るために活動する介護サービス相談員事業について、相談体制の充実が図れるよう、相談員の研修等への参加による資質の向上に努めます。	高齢者支援課

②　地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保及び生産性向上の取組み強化

将来的な介護ニーズの増加と生産年齢人口の減少に対応するため、持続可能なサービス提供体制の維持に向けた介護人材確保と生産性向上を推進します。国や県の支援事業を活用した人材の確保・定着支援を周知するとともに、介護現場におけるＩＣＴの活用等、生産性向上に資する情報提供と導入支援を強化することで、介護従事者が働きやすい職場環境の整備を図ります。

具体的な取組み	担当課
○国・県からの介護人材確保、離職防止・定着促進の情報を高齢者施設人事担当者に提供をします。	介護保険課
○県の介護人材確保事業を市内で開催するなど新たな人材の就業を促進します。魅力ある介護（現場）のＰＲ・情報発信、情報交換の強化の場と機会の創出をしていきます。	介護保険課

○業務効率化を図るため、介護現場におけるＩＣＴの活用や生産性向上の先駆的な取組みなどの情報提供を行います。	介護保険課
○埼玉県と連携し、多様な人材の確保・育成、離職防止、定着促進、生産性向上、経営改善支援、介護職の魅力向上、外国人材の受入環境整備などを総合的に実施します。	介護保険課

（１２）評価指標

活動指標

指標	内容	現状値	目標
人生会議講演会の受講人数	人生会議（ＡＣＰ）に関する市民向け講演会の受講人数から、市民が自らの望む医療やケアについて家族や医療・介護関係者と話し合うための普及啓発の状況を判断します。	１０５人 （令和７年度）	１２０人 （各年度）
認知症サポーター養成講座の累計受講者数	認知症サポーター養成講座受講者数から、認知症支援体制の充実度を判断します。	１６，３６３人 （令和７年度末）	累計受講者数 ２０，０００人 （令和１１年までに）
本人の「やりたい」が地域活動等で実現した件数	本人の「やりたい」が地域活動等で実現した件数から、本人の声を発信しやすい環境の整備状況や認知症への理解の深まりを判断します。	１件 （令和７年度）	５件 （令和１１年までに）
認知症サポーターステップアップ研修を新たに受講した人の数	認知症サポーターステップアップ研修受講者数から、認知症に関わる地域活動への関心度を判断します。	１２人 （令和７年度）	４０人 （令和１１年までに）
ケアプラン点検支援ツール等を活用したケアプラン点検	ケアプラン点検支援ツール等を活用してケアプラン作成時の確認ポイントを可視化し、各項目が適切に確認されているかを確認することで、適切なケアプラン作成ができている状況を判断します。	０件 （令和７年度）	５件 （各年度）
介護人材の確保・定着のための独自事業の実施	介護の仕事の魅力や役割について、公式ホームページ、ＳＮＳ等を活用し、市民に発信することで広く周知が図れている状況を判断します。	０件 （令和７年度）	１件 （各年度）

成果指標

指標	内容	現状値	目標
幸せを感じている市民の割合	介護認定を受けていない高齢者の主観的幸福度から、高齢者が健康で生きがいを持ち、自分らしくいきいきと暮らせている状況を判断します。	７１．６％ ニーズ調査 問９（２）	７２．０％ （令和１１年）
認知症に関する相談窓口を知っている市民の割合	認知症に関する相談窓口を知っている市民の割合から、認知症支援体制の充実度を判断します。	２４．４％ ニーズ調査 問１０（２）	２６．０％ （令和１１年）
今後も働きながら介護を続けていけそうだと感じる介護者の割合	仕事と介護の両立が可能と感じる介護者の割合の状況から、家族介護者の負担軽減や就業継続を支える支援体制の充実度を判断します。	７３．０％ 在宅介護実態調査 問１０	７４．０％ （令和１１年）
７５～７９歳の要支援認定率	７５～７９歳の要支援認定率の推移から、介護予防や生活支援の体制整備による健康維持・重度化防止の成果を判断します。	５．２４％ （令和８年４月）	５．０％ （令和１１年）

基本目標３　市民が市民を支えるまちをつくる

地域全体に支え合いの意識を広め、地域で高齢者を支援する地域福祉活動の充実をめざしていきます。

社会的なつながりの希薄化や孤立リスクが懸念される中、地域の課題は多様化しており、公的サービスや介護保険サービスだけで解決することは困難となっています。このため、地域の課題や資源をきめ細やかに把握し、その解決策を検討していく体制づくりが必要不可欠です。また、高齢者が今までに培ってきた知識や技術、豊富な経験を活かして社会に貢献することができるよう、地域資源の開発や担い手の養成を進めることが重要です。

さらに、市民のささえあい活動を促進し、市や社会福祉協議会等と連携することで活動の幅を広げ、地域全体で支え合う活力あるまちづくりを推進します。

（１）地域課題の抽出・地域資源の把握、解決策の検討

①　地域ケア個別会議・圏域別地域ケア会議・協議体の開催

地域包括支援センターを中心に、地域の関係者が参加する「地域ケア個別会議」を開催し、質の向上と知見の蓄積により多職種連携によるケアマネジメントと地域課題の抽出を推進します。課題の分析・整理を通じて地域の関係者の相互連携を高め、地域包括支援ネットワークの構築を図ります。

「協議体」を通じ、見える化や役割明確化のもと地域課題を共有し、サービス創出・実践に向けた検討や仕組みづくりを行います。

具体的な取組み	担当課
○地域包括支援センターにおいて、地域の関係者が参加する「地域ケア個別会議」を開催し、課題の明確化と支援方針の具体化を意識した運営により質の向上を図りながら、個別ケースのケアマネジメント支援を行います。さらに、会議で得られた知見を蓄積し、地域課題の抽出や体制整備につなげます。	高齢者支援課
○地域包括支援センターにおいて「圏域別地域ケア会議」を開催し、「地域ケア個別会議」等を通じて把握された地域課題を分析・整理して共有し、役割明確化や協議体等との連携による資源開発・体制整備につなげます。	高齢者支援課

○多様な事業主体間の情報共有及び連携強化の場として開催する「協議体」において、主に次のことを行います。 ・地域ニーズ及び既存の地域資源のリスト化等による情報の見える化を推進します。 ・テーマ設定やゴールを明確にし、生活支援等サービスの体制整備に係る企画、立案及び方針策定を行います。 ・地域づくりにおける役割分担の明確化により、検討内容を地域での実践（資源開発やサービス創出）につなげる仕組みづくりや意識の統一を図ります。 ・情報交換、働きかけの場を開催します。	高齢者支援課

② 生活支援コーディネーター等の活動による生活支援等の体制整備

介護等が必要な高齢者が住み慣れた住まいで生活を送れるように、役割整理や資源の見える化・マッチング強化により地域づくり・資源開発のためのネットワークの構築を図ります。

生活支援コーディネーター、協議体が中心となり、テーマ設定・可視化を通じ多様な事業主体間の情報共有及び連携・協働による体制整備を推進します。

具体的な取組み	担当課
○地域における高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進するために、市全域を担当する第１層生活支援コーディネーター及び日常生活圏域を担当する第２層生活支援コーディネーター等により、課題ごとのテーマ設定や取組み状況の可視化を通じたサービス創出・資源活用など生活支援等の体制整備に向けた調整を行います。	高齢者支援課
○地域ケア会議や生活支援コーディネーター、協議体の活動により、地域課題の把握に努めます。	高齢者支援課
○関係機関や住民との間で役割分担を整理し、自助・互助・共助・公助が連携する共通理解を図ります。資源の見える化やマッチングの強化によりインフォーマルサービスも活用しながら、要支援・要介護状態になっても生きがいをもって生活できるように、生活支援コーディネーターが支援を行います。	高齢者支援課

（２）地域資源の開発と担い手の養成

①　地域資源の開発と担い手の養成

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を踏まえ、高齢者の活動の場や機会を設けることで健康維持と社会貢献を進めます。

生活支援コーディネーターや協議体、社会福祉協議会が、リスト化や役割明確化、参加しやすい講座の計画開催により、地域資源の開発・発掘と担い手・ボランティアの養成及び活用を推進します。

具体的な取組み	担当課
○生活支援コーディネーター、協議体の連携強化により、リスト化・見える化や課題別テーマ設定のもと、地域資源の開発や発掘の推進を行います。	高齢者支援課
○社会福祉協議会との連携・役割明確化のもとで計画的に、参加しやすい講座により生活支援サービスの担い手の養成を行います。	高齢者支援課
○生活支援コーディネーター等と連携し、サービス・活動事業等のボランティアを養成します。	高齢者支援課

（３）地域のささえあい活動の促進

①　地域のささえあい活動の充実

高齢化が進む中、地区単位で支え合う地域力が重要になってきます。社会福祉協議会との連携を図りながら、持続可能な仕組みづくりを支援し、多様な担い手による地域のささえあい活動を把握・支援することで、各種の活動への発展を図ります　。

また、既存の組織や活動を通じて、地域の住民間でのささえあい意識の向上を図ります。

具体的な取組み	担当課
○ささえあい活動が継続しやすい環境づくりを支援し、各種の活動への発展につなげます。	福祉総務課 社会教育課 地域振興課
○地域のささえあい活動や近隣助け合い事業を、連携・情報共有の強化や参加しやすい仕組みづくりを通して社会福祉協議会と協力して支援します。	福祉総務課 地域振興課

②　ボランティア活動・市民活動の推進

地域ではボランティアや市民活動団体により、魅力ある様々な通いの場やサロン等が展開され、閉じこもり防止や「高齢者同士の見守り」の効果もあります。

生活支援コーディネーターとの連携や相談対応、研修等により、地域にあるボランティア・市民活動団体を把握・支援し、活動の推進を図ります。

また、気軽に参加できる効果的な情報発信や機運醸成を通じて関心層を担い手につなげ、ボランティア・市民活動団体への関心の向上を図ります。

具体的な取組み	担当課
○ボランティア・市民活動団体を把握し、相談対応や効果的な情報発信、研修等を通じて活動を支援します。	高齢者支援課
○生活支援コーディネーターと連携を一層強化し、更なるボランティアの養成に努めます。	高齢者支援課
○市民活動団体が自立して活動を継続・発展できるよう相談対応や情報提供を行うとともに、活動の魅力の発信や団体どうしの交流の場づくりを通じて、関心層を新たな担い手につなげます。	地域振興課

③　見守り体制の構築

高齢者が住み慣れた場所で安心して生活できるよう、声かけ運動の継続や自治会・ボランティア等の担い手確保・関係強化に努め、情報共有のもと住民や地域の多様なサービスによる持続可能な見守り体制の構築を図ります。

具体的な取組み	担当課
○いるま市声かけ運動を通じて、地域でのささえあい意識の向上を継続して図ります。	高齢者支援課
○担い手確保に努め、高齢者等地域ネットワーク推進会や民生委員・児童委員等と連携して、地域の見守りを推進します。	高齢者支援課 福祉総務課
○担い手の高齢化や活動への不安に対応しつつ、見守りボランティア事業の周知を行い、見守り協力員（ボランティア）の増員を目指します。	高齢者支援課
○自治会未加入者に対して自治会の担っている役割や活動内容を周知し、機運の醸成と自治会加入を促すことで、地域における見守りを推進します。	地域振興課
○個々の自治会と信頼関係を深め、自治会の状況や課題を適切に把握し、関係機関と連携して持続可能な支援のあり方について検討します。	地域振興課

（新）④　高齢者の孤独・孤立の防止

ひとり暮らし高齢者や頼れる身寄りのない高齢者の増加に伴い、ＩＣＴを活用した社会参加の機会を提供することで、外出困難な方も含め、地域から孤立することなく安心して生活を継続できる環境を整備します。

具体的な取組み	担当課
○通いの場等においてデジタル技術の活用支援（スマホ教室等）を行い、オンラインを通じた交流機会の創出により、身体的状況に関わらず社会的なつながりを維持できるよう支援します。	高齢者支援課

（４）評価指標

活動指標

指標	内容	現状値	目標
地域ケア個別会議の開催回数	地域ケア個別会議の開催回数から、個別ケースに対する多職種連携による自立支援型ケアマネジメントの推進状況や、地域課題の抽出に向けた取組みの状況を判断します。	２５回	２７回 （各年度）
圏域別地域ケア会議の開催回数	圏域別地域ケア会議の開催実績から、日常生活圏域ごとの共通課題に対する共有・検討の進捗や、地域支援体制の整備状況を判断します。	１０回	各圏域で１回 （各年度）
「見守りボランティア」の登録者数	支援を必要とする高齢者を見守る「見守りボランティア」の登録者数から見守りボランティア活動の充実度を判断します。	５９人	７０人 （令和１１年までに）

成果指標

指標	内容	現状値	目標
生活支援コーディネーター等を介したインフォーマルサービス等への接続件数	生活支援コーディネーター等を通じて適切なインフォーマルサービスや地域資源に実際に結びついた件数を測定します。	９件	２０件 （各年度）
養成講座修了後に、実際に地域で担い手・ボランティアとして活動を継続している人の割合	養成講座等を修了した人がその後も地域で担い手・ボランティアとして実際に活動を継続している割合を測定します。	５７．８％	６０％ （令和１１年度）
協議体等の協議を経て創出・拡充された生活支援サービス（社会資源）の数	地域ケア会議や協議体での検討を契機に立ち上がった通いの場、見守り活動、支援サービス等の件数から、地域づくりの実践・資源開発の成果を判断します。	１件	５件 （令和１１年までに）
ボランティアのグループに参加した者の割合	ボランティアグループの参加割合から、高齢者の社会参加の状況を判断します。	２０．９％ ニーズ調査 問６（１）	２２．０％ （令和１１年）
グループ活動等に「企画・運営（お世話役）」として参加意向がある割合	グループ活動等に企画・運営として参加したい人の割合の状況から、地域活動の新たな担い手の養成状況や社会貢献への意欲を判断します。	３．９％ ニーズ調査 問６（３）	４．０％ （令和１１年）
家族・親族以外で何かあったときに相談する相手がいる人の割合	家族・親族以外に相談相手がいる人の割合の状況から、高齢者の孤立防止や地域の見守り体制・ネットワークの構築状況を判断します。	４８．３％ ニーズ調査 問８（５）	４９．０％ （令和１１年）
介護保険以外の支援・インフォーマルサービスを利用している割合	介護保険以外の支援やインフォーマルサービスを利用している割合の状況から、地域のささえあい活動や生活支援サービスの基盤整備の充実度を判断します。	２４．９％ 在宅介護実態調査 問１２	２６．０％ （令和１１年）